

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月7日

【四半期会計期間】 第79期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 双信電機株式会社

【英訳名】 SOSHIN ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上岡 崇

【本店の所在の場所】 長野県佐久市長土呂800番地38  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」  
で行っています。)

【電話番号】 0267(67)4131(代表)

【事務連絡者氏名】 経営推進本部経理部長 大森 修治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング14階(東京本社)

【電話番号】 03(5730)4500(代表)

【事務連絡者氏名】 経営推進本部長 中西 港二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第1四半期 連結累計期間	第79期 第1四半期 連結累計期間	第78期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	2,131,431	2,113,069	8,916,236
経常損失( ) (千円)	147,480	147,430	434,779
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純損失( ) (千円)	338,344	162,703	837,458
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	365,621	176,639	1,175,538
純資産額 (千円)	9,836,595	8,789,487	8,995,481
総資産額 (千円)	12,316,713	12,790,586	11,422,756
1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	21.69	10.43	53.69
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.9	68.7	78.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第78期第1四半期連結累計期間および第78期は潜在株式が存在しないため記載していません。また、第79期第1四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内外経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行と、感染症対策として実施した経済活動の制限や停止措置などにより大きく縮小し、景気は急速に後退しました。

このような状況のもと、当社グループに関連する主要市場では、自動車販売が大きく落ち込んだ車載市場が新型コロナウイルス感染症の影響を最も大きく受けました。また、米中貿易摩擦の影響などにより落ち込んでいる工作機械市場も設備投資が一層手控えられ、市況は一段と悪化しました。

一方、半導体、通信機器市場は第5世代移動通信システム向けの設備投資や製品開発が活発化し、市況は回復基調を辿りました。加えて通信機器市場では、無線LANの新規格Wi-Fi6が順調に立ち上がるなど一部の市場では市況に好転の兆しが見えました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高21億13百万円（前年同期比0.9%減少）、営業損失1億20百万円（前年同期は1億42百万円の損失）、経常損失1億47百万円（前年同期は1億47百万円の損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失1億62百万円（前年同期は3億38百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### 〔パワーエレクトロニクス事業〕

当セグメントの売上高は9億62百万円（前年同期比3.4%減少）となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ノイズフィルタを生産するマレーシアの連結子会社の稼働が、政府の要請により5月初旬まで制限され生産数が減少したものの、半導体メーカーの設備投資が回復基調にあり、製造装置に搭載されるノイズフィルタは増加しました。ただし、日本国内での移動制限や自粛などにより当社と顧客工場との往来ができず、電磁波ノイズ測定事業が減少したため、セグメント全体では売上高が減少しました。

営業損失は、売上高の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により航空輸送需要が減少し、マレーシアからの輸送コストが増加したことなどにより1億3百万円（前年同期は40百万円の損失）となりました。

#### 〔情報通信事業〕

当セグメントの売上高は11億88百万円（前年同期比2.4%増加）となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に自動車販売が落ち込み、厚膜印刷基板などの車載用製品が減少しましたが、昨年度から生産を開始した無線LAN新規格Wi-Fi6向け新製品の量産本格化と、第5世代移動通信システム向け製品の増加により積層誘電体フィルタが増加し、セグメント全体では売上高が増加しました。

営業損失は、売上高の増加により41百万円（前年同期は1億8百万円の損失）となり、前年同期から67百万円改善しました。

財政状態につきましては、当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前期末に比べ13億67百万円増加し127億90百万円となりました。

流動資産は第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、15億円の資金調達を実施したことによる現金及び預金の増加等により、前期末に比べ13億26百万円増加し71億99百万円となりました。固定資産は既存設備の償却が進む一方で、国内グループ会社工場建屋改修に着手したこと等により、前期末に比べ41百万円増加し55億91百万円となりました。

負債は転換社債型新株予約権付社債15億円の計上等により、前期末に比べ15億73百万円増加し40億1百万円となりました。

純資産は親会社株主に帰属する四半期純損失の計上および配当金の支払等により、前期末に比べ2億5百万円減少し87億89百万円となりました。

これらの結果、自己資本比率は前期末の78.8%から68.7%となり、1株当たり純資産額は前期末に比べ13円21銭減少し563円48銭となりました。

## (2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、1億46百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

### (第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、釜屋電機株式会社および日本碍子株式会社との間で、2020年6月22日付で本新株予約権付社債に係る引受契約を締結し、2020年6月29日付で払い込みが完了しました。

詳細は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」を参照ください。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,000,000
計	34,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,600,000	15,600,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	15,600,000	15,600,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、以下のとおりです。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2020年6月29日発行)	
決議年月日	2020年5月29日
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 2,504,173(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	599(注2)
新株予約権の行使期間	2021年2月1日～2023年6月27日(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 599 資本組入額 300(注4)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとします。 また、新株予約権は本社債から分離して譲渡できないものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容および価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,500

新株予約権付社債の発行時(2020年6月29日)における内容を記載しています。

(注)1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

- 2 (1) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債額と同額とします。
- (2) 転換価額は、当初599円とします。  
 但し、転換価額は、以下に定めるところに従い調整されることがあります。  
 本新株予約権の各行使請求に係る行使請求書が当社に提出された日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額が599円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次に定める算式により調整されます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

- 3 2021年2月1日から2023年6月27日までの間、いつでも本新株予約権を行使することができます。但し、以下の期間については行使ができません。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日、前々営業日および前々々営業日
- (2) 当社が、本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- (3) 当社が、本社債を繰上償還する場合は、本新株予約権付社債権者が、償還すべき日の30営業日以上前に当社に対して行う事前通知の日以降
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とします。
- 5 当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の保有者に対して、当該本新株予約権の保有者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、以下(1)から(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとします。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の保有者は、承継新株予約権の保有者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。
- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数  
 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の保有者が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。
- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類  
 承継会社等の普通株式とします。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数  
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記2(3)と同様の調整に服します。  
 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の保有者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めます。

- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額  
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とします。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服します。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条件  
 定めません。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
 新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (10) その他  
 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行いません(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の保有者は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとします。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債およびこれに付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の保有者に対し、本新株予約権および本社債の代わりに交付できるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日		15,600		3,806,750		951,687

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,581,900	155,819	
単元未満株式	普通株式 16,600		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,600,000		
総株主の議決権		155,819	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株式が1,000株(議決権10個)含まれています。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
双信電機株式会社	長野県佐久市 長土呂800番地38	1,500		1,500	0.01
計		1,500		1,500	0.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,201,221	2,537,383
受取手形及び売掛金	2,703,841	2,526,124
電子記録債権	614,531	693,670
商品及び製品	280,443	285,725
仕掛品	343,665	351,223
原材料及び貯蔵品	617,640	708,525
その他	114,353	99,287
貸倒引当金	2,383	2,377
流動資産合計	5,873,311	7,199,560
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,616,297	4,606,807
減価償却累計額及び減損損失累計額	3,705,156	3,716,237
建物及び構築物(純額)	911,141	890,570
機械装置及び運搬具	7,325,612	7,335,535
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,649,070	6,698,226
機械装置及び運搬具(純額)	676,542	637,309
土地	853,379	853,379
建設仮勘定	31,796	120,971
その他	644,027	647,443
減価償却累計額及び減損損失累計額	551,640	558,509
その他(純額)	92,387	88,934
有形固定資産合計	2,565,245	2,591,163
無形固定資産	93,743	93,214
投資その他の資産		
投資有価証券	87,057	93,563
退職給付に係る資産	2,681,892	2,696,175
繰延税金資産	10,695	10,063
その他	115,302	111,337
貸倒引当金	4,489	4,489
投資その他の資産合計	2,890,457	2,906,649
固定資産合計	5,549,445	5,591,026
資産合計	11,422,756	12,790,586

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	460,386	511,915
電子記録債務	299,309	328,335
未払金	205,088	322,060
未払法人税等	38,563	16,757
賞与引当金	299,379	138,238
役員賞与引当金	1,000	250
その他	166,703	221,264
流動負債合計	1,470,428	1,538,819
<b>固定負債</b>		
転換社債型新株予約権付社債	-	1,500,000
退職給付に係る負債	87,037	88,708
役員退職慰労引当金	50,808	49,433
繰延税金負債	819,002	824,139
固定負債合計	956,847	2,462,280
負債合計	2,427,275	4,001,099
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,806,750	3,806,750
資本剰余金	3,788,426	3,788,426
利益剰余金	1,872,507	1,680,450
自己株式	950	951
株主資本合計	9,466,733	9,274,675
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	5,996	10,298
為替換算調整勘定	230,779	254,336
退職給付に係る調整累計額	246,469	241,150
その他の包括利益累計額合計	471,252	485,188
純資産合計	8,995,481	8,789,487
負債純資産合計	11,422,756	12,790,586

## (2) 【四半期連結損益計算書および四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	2,131,431	2,113,069
売上原価	1,665,336	1,654,105
売上総利益	466,095	458,964
販売費及び一般管理費	608,519	579,623
営業損失( )	142,424	120,659
営業外収益		
受取利息	619	201
受取配当金	1,060	535
その他	1,782	2,803
営業外収益合計	3,461	3,539
営業外費用		
社債利息	-	25
社債発行費	-	25,077
為替差損	8,046	4,242
その他	471	966
営業外費用合計	8,517	30,310
経常損失( )	147,480	147,430
特別利益		
固定資産売却益	431	-
特別利益合計	431	-
特別損失		
固定資産除却損	3,616	10
弁護士報酬等	65,948	8,999
特別損失合計	69,564	9,009
税金等調整前四半期純損失( )	216,613	156,439
法人税、住民税及び事業税	6,336	5,071
法人税等調整額	115,395	1,193
法人税等合計	121,731	6,264
四半期純損失( )	338,344	162,703
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	338,344	162,703

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
四半期純損失( )	338,344	162,703
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,490	4,302
為替換算調整勘定	16,955	23,557
退職給付に係る調整額	11,812	5,319
その他の包括利益合計	27,277	13,936
四半期包括利益	365,621	176,639
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	365,621	176,639
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、四半期連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しています。新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、売上高の減少等の影響がある事業については、当連結会計年度上期には概ねその影響が収束するという前提に基づき、会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記前提に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結損益計算書関係)

弁護士報酬等の内容は次のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

米国におけるフィルムコンデンサ取引に関する集団民事訴訟については和解が成立しましたが、集団民事訴訟から離脱した一部企業の個別民事訴訟に対応するための弁護士報酬等です。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

米国におけるフィルムコンデンサ取引に関する集団民事訴訟については和解が成立しましたが、集団民事訴訟から離脱した一部企業の個別民事訴訟に対応するための弁護士報酬等です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	94,135千円	90,121千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	62,394	4	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	31,197	2	2020年3月31日	2020年6月23日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	パワーエレクト ロニクス事業	情報通信事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	977,555	1,153,876	2,131,431	-	2,131,431
セグメント間の 内部売上高又は振替高	18,347	6,863	25,210	25,210	-
計	995,902	1,160,739	2,156,641	25,210	2,131,431
セグメント損失( )	40,631	108,446	149,077	6,653	142,424

(注) セグメント損失の合計額と四半期連結損益計算書の営業損失との差額を調整額として表示しています。調整額6,653千円は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	パワーエレクト ロニクス事業	情報通信事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	935,124	1,177,945	2,113,069	-	2,113,069
セグメント間の 内部売上高又は振替高	27,316	10,455	37,771	37,771	-
計	962,440	1,188,400	2,150,840	37,771	2,113,069
セグメント損失( )	103,950	41,142	145,092	24,433	120,659

(注) セグメント損失の合計額と四半期連結損益計算書の営業損失との差額を調整額として表示しています。調整額24,433千円は主に報告セグメントに予算配賦した一般管理費等の予算と実績の調整差額です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失( )	21円69銭	10円43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失( )(千円)	338,344	162,703
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失( )(千円)	338,344	162,703
普通株式の期中平均株式数(株)	15,598,487	15,598,486
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	2020年6月29日発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 新株予約権の数 15個 普通株式 2,504,173株

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載していません。また、当第1四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(訴訟事案)

2014年11月に米国で提起された当社グループのフィルムコンデンサ取引に関する集団民事訴訟は、2018年に和解が成立しました。

ただし、上記の米国の集団訴訟から離脱した一部の原告が個別に民事訴訟を提起しています。個別訴訟の動向によっては当社に損失が発生する可能性があります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月6日

双信電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上圭祐 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐瀬剛 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている双信電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、双信電機株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。